

大阪市立南大江小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び、考え、正しく判断できる心豊かでたくましい子ども」育成のために「大阪市立南大江小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組みについて
 - ・学習指導や生活指導において、常にいじめを絶対に許さないという姿勢で指導を行う。
- ② 未然防止・早期発見のための取り組みについて
 - ・学習指導や道徳、総合の時間などを使って、未然防止や早期発見につながる指導を行う。また、いじめに関するアンケートを行い、その内容を聞き取り、取り組みに活かす。
- ③ 家庭・地域との連携について
 - ・日頃から家庭との連絡を密にし、変化を捉え指導に活かす。
 - ・地域からの情報も聞き、指導に活かす。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 国語や算数だけでなく、すべての教科や特別活動においても話し合い活動の場面を重視するなど、言語活動の充実を図るようにする。
- ② 自分で調べたことをまとめて文章に書いたり、自分の意見を整理して話の組み立てを意識して発表する活動等を増やしていく。
- ③ I C Tを活用することにより、児童の関心・意欲を高め、主体的な学びにつなげてきている。また、児童が教え合い、学び合う「協働学習」を取り入れ実践していく。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 縦割り班活動を中心に、一人一人が活躍できる活動を工夫し、取り組む。
- ② 各教職員が児童一人一人のいいところみつけを行い、児童をほめる機会と指導の充実を図る。
- ③ キャリア教育で他学年や幼稚園・保育所等と関わりをもったり、地域や専門家の人たちとのつながりをもったりする取り組みを行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳の時間や学級活動等において、命の大切さや互いを思いやることの大切さについて指導する。（人権教育）
- ② 総合的な学習の時間を活用し、L I N E・S N S・E メールおよびホームページなど情報に関する適切な取り扱いについて指導する。（情報モラル教育）
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 年3回以上のアンケート調査を実施し、実態把握に努める。
- ② 日頃から、児童の話や様子を記録し、ささいな変化を捉える。
- ③ 気になる児童については、生活指導部会や生活指導交流会を通じて全教職員が共通理解をする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめを発見したり、聞いたり場合は担当の学年に連絡し、学年で確認し、管理職に報告をする。
- ② 把握した問題は、全教職員に知らせ、問題解決に向けて取り組む。
- ③ 必要に応じて、警察などの関係機関と連携を図る。
- ④ 家庭・地域との連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 生活指導部会（生活指導部長、各学年生活指導部員） 6月・11月・2月実施
必要があれば隨時行う。
- ② いじめ対策委員会（校長・副校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育主担当・生活指導部員・当該学年担当・養護教諭 等）

③役割

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画・調査等】

- ①児童対象いじめアンケート調査 年3回以上（6月・11月・2月・隨時）
- ②教育相談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査
懇談会時 年2回（7月・12月）
- ③児童からの聞き取り調査 児童アンケート実施時の聞き取り

【研修会】

- ・人権教育実践研修会（2月）
- ・生活指導交流会（毎月） 職員会議後

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校協議会には、「いじめ」についての報告を行う。
- ② 「学校だより」等により、情報の発信や啓発を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 児童アンケートから、いじめの解決に向けて100%取組めているかを検証する。
- ② 児童アンケートからや保護者の聞き取りからいじめの未然防止や再発防止ができているか検証する。

7. 重大事案への対処

①

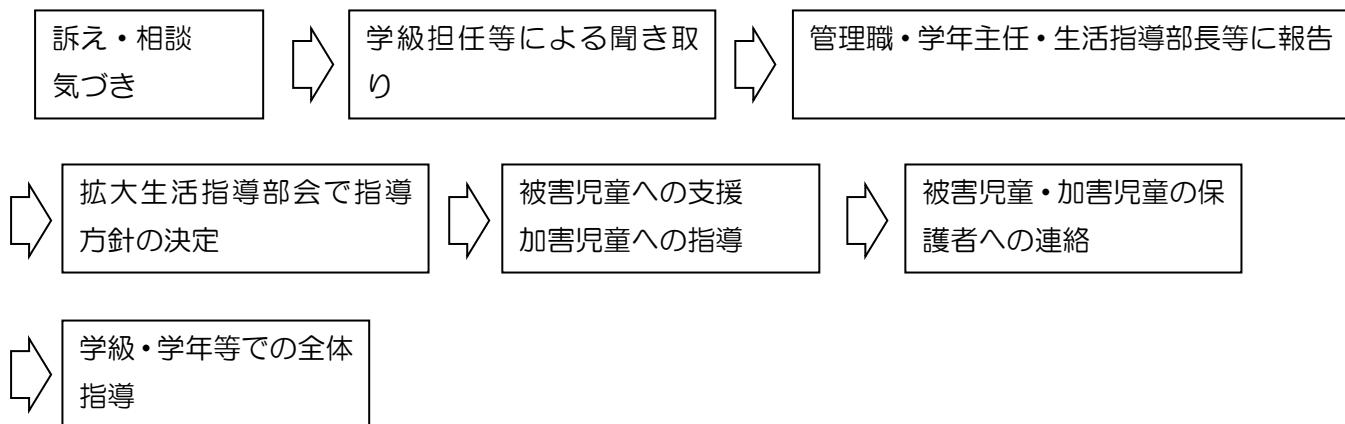
- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

② 調査委員会（メンバー）を立ち上げ、事実関係を把握し、被害児童及びその保護者に適切な情報提供を行う。

学校の対応について、教育委員会へ報告を行う。

学校の対応については、窓口は管理職とし一本化する。

※ いじめ発見の際の流れ



南大江小学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について=年に2回校内研修を実施する。

(いじめ防止に関する校内研修を1回以上開催する。)

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回以上行う)

早期発見のために=・日々の観察 ・いじめアンケートの実施 (学期に1回以上=年に3回以上)

・教育相談の実施 (学期に1回以上=年に3回以上) ・SCによるカウンセリング

・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気づいたとき

全教職員

- ・いじめと疑われる行為を発見した
- ・児童から相談や訴えがあった
- ・外部から通報があった
- ・保護者から相談や訴えがあった
- ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭

- ・いじめ対策委員会の開催を決定

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階より SCによる心のケア

被害児童生徒

加害児童生徒

その他の児童生徒

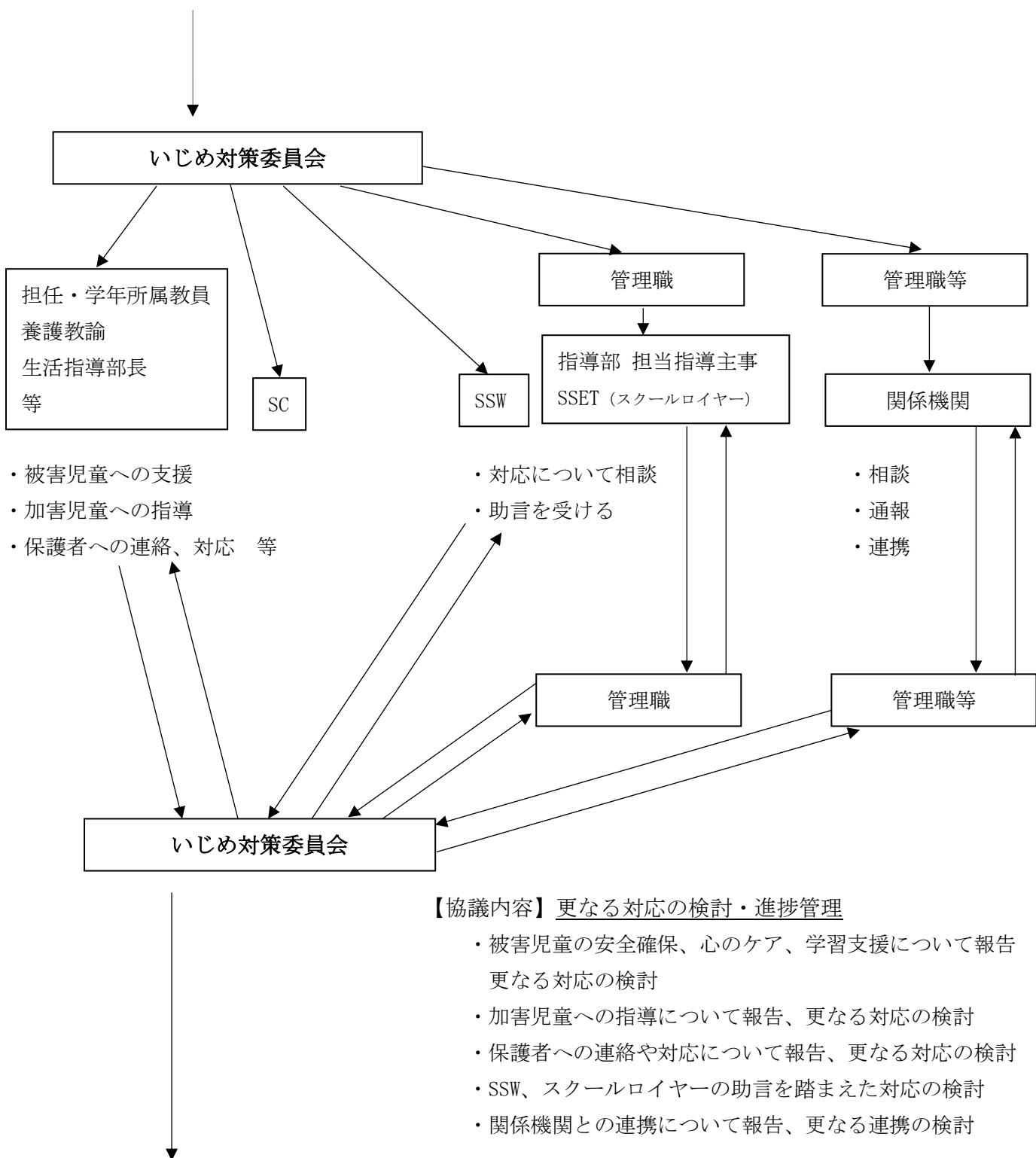
- ・聞き取り方法 (どの教職員が、どこで、どのように、何 (内容) を聞き取るか?)

担任・学年所属教員・生活指導部長等

- ・児童からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童への具体的な支援の方法 (どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害児童への具体的な指導の方法 (どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について (どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- ・関係機関との連携について (連携の必要があるか? 連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
- ・その他の児童への働きかけの方法 (どの教職員が、どのように行うか?)



全教職員

・日々の見守り

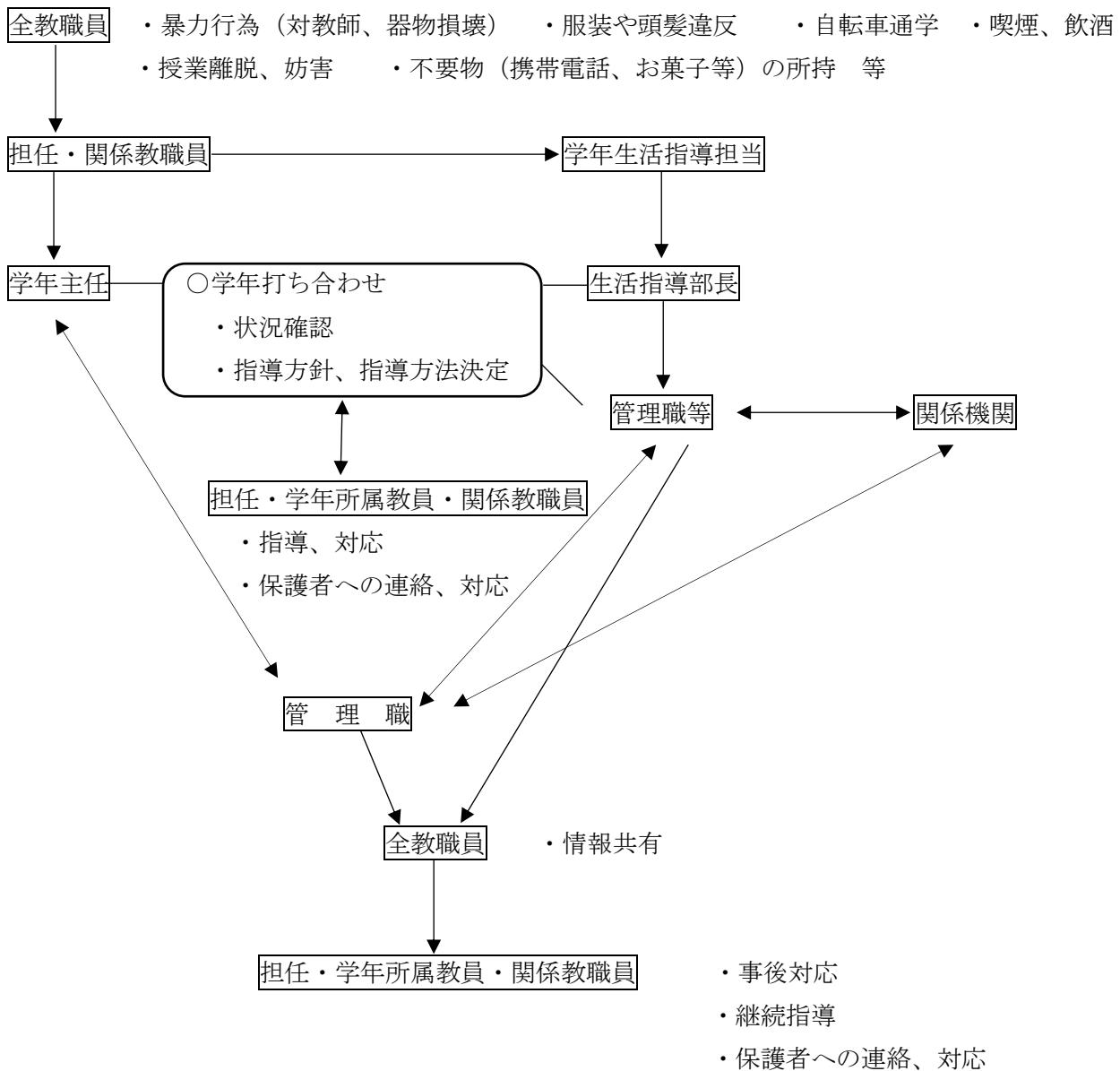
「被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。